③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成24年５月14日において次の要件を満たすものとする。

①　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）。

㋐　構造物内幅15m以上の道路のボックスカルバート工事であること。

㋑　土留め工法による開削深度が９m以上の工事であること。

㋒　路面覆工による一般交通を確保して行う工事であること。

㋓　ソイルセメント杭による地中連続壁の工事で、施工深度が25m以上であること。

ただし、上記㋐～㋓は同一工事でなくても良い。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は、元請けとして完成・引渡しが完了した上記㋐～㋒の施工実績を有すること。ただし、上記㋐～㋒は同一工事でなくても良い。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体の構成員は、２社ＪＶの場合30%以上、３社ＪＶの場合は20%以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

７　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る指名通知の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る指名通知の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「田尻地区函渠その６工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、指名通知の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 24 年４月 25 日

財務省大臣官房会計課長　池田　　潤

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　借入件名及び数量

国庫収支事務オンラインシステム機器賃貸借等　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成24年５月22日17時30分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8940 東京都千代田区霞が関３－１－１財務省入札説明室（Ｂ東―84号室）

⑶　問い合わせ先　〒100―8940 東京都千代田区霞が関３－１－１　財務省大臣官房会計課契約第一係　髙木　慎也　電話03―3581―4111　内線2140

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成24年４月25日から平成24年５月21日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　仕様書案の説明会

⑴　開催日時　平成24年５月９日14時00分から

⑵　開催場所　財務省本庁舎中402号室

５　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 14

⑵　Nature and quantity of the products to be leased : Lease of Online System for Receipts and Payments of National Treasury, 1 set.

⑶　Time-limit for the submission of comments : 5 : 30 p.m. May 22, 2012

⑷　Contact point for the notice : Shinya Takagi, Procurement Section, Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Finance, 3―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8940 Japan. TEL 03―3581―4111 ext. 2140

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 24 年４月 25 日

気象庁総務部長　野俣　光孝

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14、71、27

⑵　借入物品及び数量　高解像度降水予測システム　一式